

石綿健康被害救済制度における認定の更新について

平成 18 年 3 月より運用が始まった石綿健康被害救済制度は、本年 3 月で制度運用 5 年を迎え、認定された申請者の中には、認定期間の 5 年間生存され、認定更新を要する事案が出てきている。

下記の表に平成 23 年 11 月 16 日現在までの認定更新の状況を示す。

認定更新の状況(平成 23 年 11 月 16 日現在)

中皮腫	肺がん	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚
76 件	28 件	—	—

- 平成 23 年 3 月～11 月に有効期限をむかえ、更新決定をした方